

事務連絡
令和4年12月28日

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（局）長 殿
地方厚生（支）局长 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
　保険データ企画室長

訪問看護レセプト（医療保険請求分）の電子化について（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

標記については、これまで訪問看護レセプト（医療保険請求分）は紙運用により取り扱っているところですが、令和6年5月（令和6年4月診療分）から、医科レセプト等と同様、訪問看護レセプトはオンライン請求を開始する予定としています。

今般、これについて周知資料をとりまとめましたので、関係団体、機関等に対し、周知をお図りいただきますようお願ひいたします。

記

①周知リーフレット：「【訪問看護事業所の皆さまへ】令和6年5月から医療保険請求分の訪問看護レセプトのオンライン請求が始まります」

②周知資料：「【訪問看護事業所の皆さまへ】医療保険請求分の訪問看護レセプトのオンライン請求が始まります」

※「厚生労働省ホームページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00002.html

に資料を掲載しています。

併せて、記録条件仕様案等についても作成し、保険局が運営する「診療報酬情報提供サービス」ページに資料を掲載しています。

※ 診療報酬情報提供サービス URL:

https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece_nursing_menu.jsp

【訪問看護事業所の皆さんへ】

令和6年5月から 医療保険請求分の訪問看護レセプトの オンライン請求が始まります ＜周知リーフレット＞

訪問看護レセプトのオンライン請求の開始に向けて、
訪問看護事業所の皆様にご準備いただきたい内容や
スケジュールについて、整理した資料です。



1. 訪問看護レセプトのオンライン請求とは
2. オンライン請求に必要な準備・導入作業
3. オンライン請求の準備・導入のスケジュール（想定）
4. オンライン請求とオンライン資格確認の関係
5. Q&A

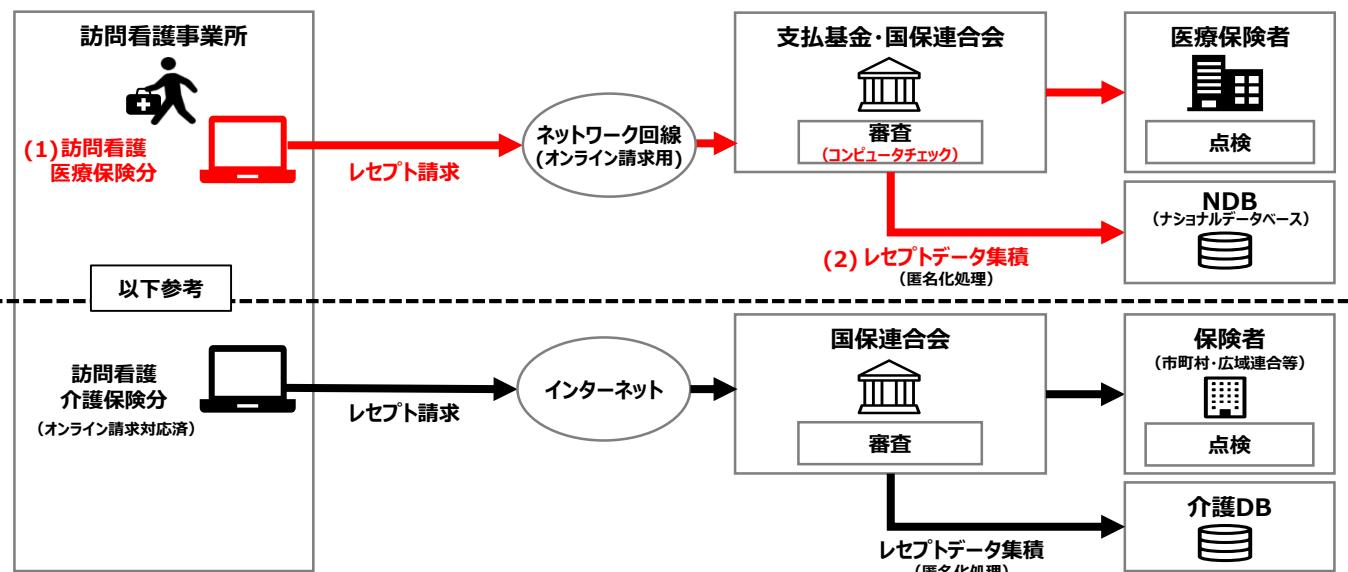
厚生労働省保険局

令和4年12月

1. 訪問看護レセプトのオンライン請求とは

令和6年5月より、訪問看護レセプト（医療保険分）のオンライン請求が開始されます。
(下図の赤字・赤矢印部分)

オンライン請求の導入により、(1) 訪問看護事業所におけるレセプト請求事務の効率化が期待されます。また、(2) レセプト情報の利活用（介護保険分野とあわせた、訪問看護全体のデータ分析等）の推進にも繋がります。



2. オンライン請求に必要な準備・導入作業

- 【周知資料】を参照し、各事業所で必要となる準備・導入作業を確認してください。
 - オンライン請求を行うためには、下記の機器等を訪問看護事業所に導入する必要があります。それぞれの導入要否や必要な準備は、現在の事業所の状況によって異なります。
【オンライン請求に必要な機器等】
 - ① レセプト作成用端末
 - ② レセプト作成用ソフト
 - ③ オンライン請求用端末
 - ④ オンライン請求用ネットワーク回線
 - ⑤ 電子証明書
 - また、上記機器等の準備とあわせて、導入に向けた作業（セキュリティ対策の実施等）も必要です。
- システムベンダ※に主体として対応いただきたい内容は【技術解説書】に記載しています。システムベンダに【技術解説書】を示した上で、端末などの購入が必要なものや改修が必要なソフトを確認し、費用の見積もりやスケジュールの調整をしてください。
- 同様に、ネットワーク回線事業者にご連絡をいただき、オンライン請求用の回線の敷設の見積もりや調整をしてください。
- 1～3を踏まえ、事業所で必要な予算を確保し、次頁の『3. オンライン請求の準備・導入のスケジュール』に沿って準備を進めてください。

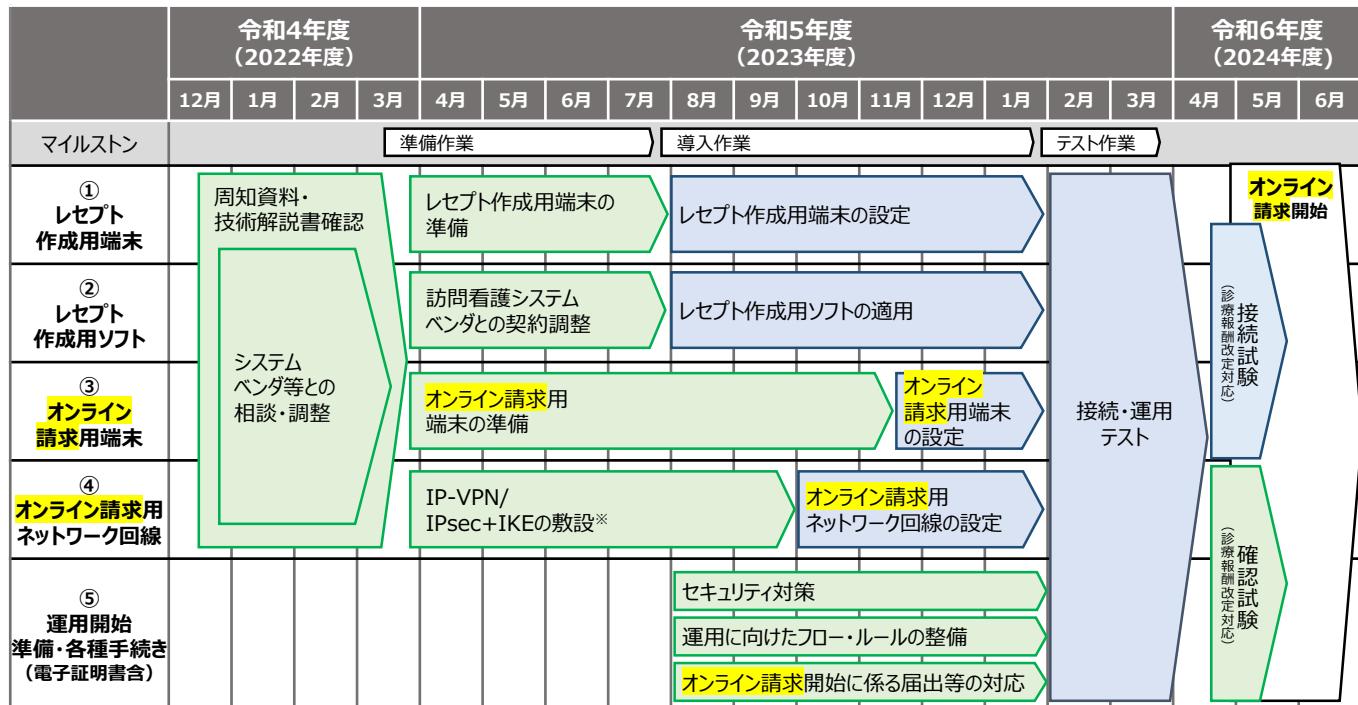
※ 「システムベンダ」とは：訪問看護システム、レセプトコンピュータ/医事会計システム等の開発・導入事業者

3. オンライン請求の準備・導入のスケジュール（想定）

【凡例】

訪問看護事業所が主体の作業
システムベンダ等が主体の作業

オンライン請求 : マーカー
オンライン資格確認 : マーカー



※ IP-VPN/IPsec+IKEについては支払基金HP オンライン請求に関するQ&Aもご参照ください (https://www.ssk.or.jp/goshitsumon/online/online_07.html)

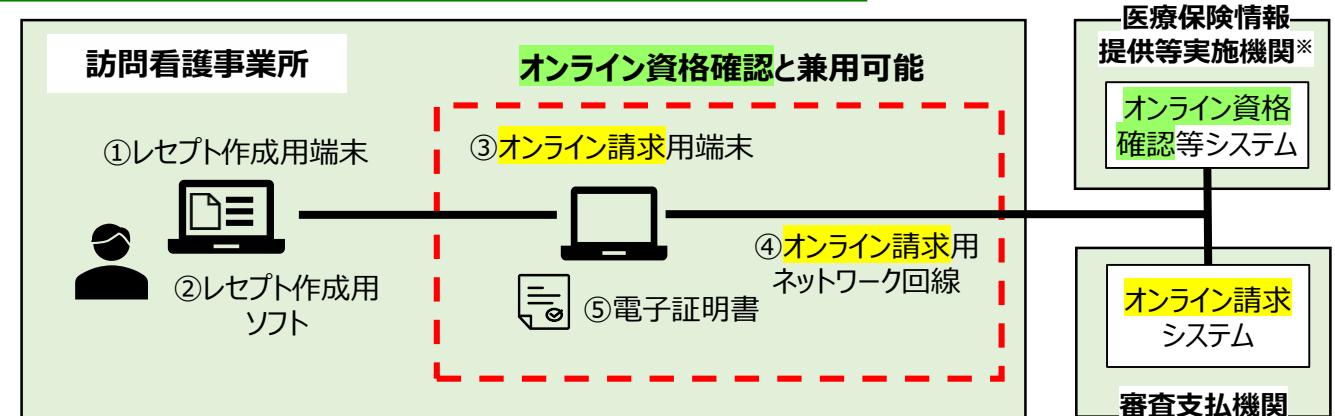
4. オンライン請求とオンライン資格確認の関係

訪問看護事業所では、**オンライン請求のほかにオンライン資格確認が令和6年4月から利用可能となる予定**です。オンライン資格確認とは、患者の資格情報や薬剤情報等を、オンラインで確認できる仕組みです。

オンライン請求を開始するために準備が必要な機器等（初期費用を伴うもの）のうち、「**オンライン請求用端末**」、「**オンライン請求用ネットワーク回線**」及び「**電子証明書**」は、**オンライン資格確認と兼用**ができます。

オンライン資格確認を導入する場合に補助金の対象となるよう調整をしているため、**オンライン請求とオンライン資格確認の導入を一体的に準備することをおすすめいたします**。費用補助については、詳細が決まり次第ご案内いたします。

オンライン請求とオンライン資格確認で兼用可能な機器等



* 「医療保険情報提供等実施機関」とは：オンライン資格確認等システムを維持・運営している組織のこと。支払基金と国保中央会が共同で組織している。

5. Q&A

1. 訪問看護レセプトのオンライン請求とは

Q オンライン請求開始後は、紙請求はできないですか？	A オンライン請求が基本となりますので、準備をよろしくお願ひいたします。なお、オンライン請求実施に当たっての事務の詳細は、今後、厚生労働省において検討していきます。
Q 介護保険の請求システムとはどこが異なるのですか？（医療保険と介護保険のオンライン請求の違いは？）	A 介護保険請求と医療保険請求では、オンライン請求に使用するネットワーク回線が異なります。
Q 返戻再請求はオンラインで実施可能でしょうか？	A 返戻再請求もオンラインで実施可能です。
Q 今回のオンライン請求開始に伴い、介護保険請求方法に何らかの変更はありますか？	A 介護保険請求方法に変更はありません。

2. 訪問看護事業所でかわること

Q オンライン請求を行った際にレセプトのチェックに要する時間はどのくらいですか？	A レセプトチェックに要する時間は、状況によって異なります。
Q オンライン請求のチェック結果はすぐに照会可能でしょうか？	A 現時点では、訪問看護レセプト（医療保険請求分）における運用は、現在の医科等レセプトと同様となる見込みです（混雑時でも翌日正午までには審査結果を返せる仕組み。オンライン請求は請求省令に基づき10日まで、チェック結果確認後の訂正是12日まで可能）。
Q オンライン資格確認とはどのような仕組みですか？	A オンライン資格確認とは、患者の資格情報や薬剤情報等をオンラインで確認できる仕組みです。マイナンバーカードを用いて本人確認を行うことにより、特定健診等の情報、診療/薬剤情報をオンラインで閲覧可能となります。
Q 訪問看護でもオンライン資格確認は利用可能ですか？	A 訪問看護においても令和6年4月からオンライン資格確認が利用可能となる予定です。

3. 利用開始に向けた準備・導入作業について

Q 訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に際し、補助金は拠出されるのでしょうか？	A オンライン請求とオンライン資格確認を同時に開始するよう準備いただいた場合に、ネットワーク回線の敷設費用等に係る補助が可能となるよう、現在調整を進めています。
Q オンライン請求開始に向けた準備として何が必要ですか？（準備に必要なものは？）	A 訪問看護事業所の状況によって異なります。詳細は周知資料及び、技術解説書をご確認いただくとともに、必要に応じてネットワーク回線事業者やシステムベンダ等へお問い合わせください。
Q 訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求用のパソコンで、オンライン資格確認は可能でしょうか？	A オンライン請求とオンライン資格確認は、一台のパソコンで実施可能です。なお、オンライン資格確認用として端末を導入する場合、端末の導入費用は補助の対象となるよう調整中です。
Q オンライン請求用のネットワーク回線とは何ですか？	A 医療保険のオンライン請求システムを利用するため接続が必要となる専用のネットワーク回線のことです。介護保険請求用のネットワーク回線とは別に準備が必要となります。オンライン請求とオンライン資格確認は、ネットワーク回線の兼用が可能です。詳細は周知資料をご参照ください。
Q 併設された医療機関のネットワーク回線を介して訪問看護レセプトを請求することは可能ですか？	A 可能です。詳細はご利用中のネットワーク回線事業者にお問い合わせください。
Q オンライン請求を行う場合、毎月のネットワーク回線の費用（見込み）はどれくらいかかりますか？	A 毎月のネットワーク回線にかかる費用は、敷設するネットワーク回線の種類によって異なります。 詳細はネットワーク回線事業者へお問い合わせください。

上に記載されているもの以外にも、Q&Aを【周知資料】内に整理しています。

【周知資料】や【技術解説書】をはじめとした、その他最新の資料は、厚生労働省ホームページに掲載しています。下記のリンクより、ご覧下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00002.html

本資料に記載の内容についてのお問合せは、下記のサービスデスクまでお願ひいたします。

【サービスデスク】

- メール : houkan-seikyu-support@qunie.com
- 営業時間：月～金：9:00-18:00（祝日、年末年始を除く）

※ 問合せの際には、はじめに訪問看護ステーションの所在都道府県名、訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名を記載いただきますようご協力を願いいたします。

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare